

全議案を原案可決

今回可決された議案のうち、条例の改正については、小山田地区の町界町名整理事業の実施に伴う、支所の所管区域を定めた土浦市行政組織条例の一部改正、地方税法の一部を改正する法律の施行時期に合わせた土浦市税条例の一部改正、同じく地方税法の一部改正による、国民健康保険税条例の一部改正、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金の引き上げを行う、土浦市国民健康保険条例の一部改正、小山田地区の町界町名整理事業の実施に伴う、各消防署の所管区域を定めた土浦市消防本部及び消防署条例の一部改正、消防法の一部改正に伴う、土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であり、それぞれ原案どおり可決されました。

平成二十一年度土浦市一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ二億五千七百七十五万円を追加し、総額四百七十五億四千二百七十八万四千円とするものです。
歳出の主なものは、前期高

齢者納付金の増額、並びに平成二十一年度介護従事者処遇改善臨時特例交付金の確定に伴う国民健康保険特別会計繰上金の減額、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、スプリングラー未設置である認知症高齢者グループホームへの整備費補助、住宅を喪失した離職者のうち、就労能力及び就業意欲のある者に対して住宅手当を支給し、住宅及び就業機会の確保に向けた支援を行うための補助金及び事務費、子育て応援特別手当の支給に伴う補助金のほか、常磐自動車道に架かる高架橋からの、投てき防止対策を実施するための防護柵設置工事費などの計上であります。
歳入については、国庫補助金、県補助金、県委託金、繰入金、繰越金等の計上であり、ます。
そのほか、土浦市国民健康保険特別会計補正予算、土浦市老人保健特別会計補正予算、土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、土浦市介護保険特別会計補正予算、土浦市下

水道事業特別会計、同報系防犯行政無線施設整備工事請負契約締結、市道の路線の認定、市道の路線の廃止、市営住宅家賃滞納者への訴えの提起などの議案を可決しました。

平成二十年度土浦市歳入歳出決算と水道事業会計決算については、決算特別委員会を設置し、閉会中に審査することになりました。

また、最終日には人事案件として人権擁護委員候補者の推薦について同意しました。

■人権擁護委員候補者

大嶋 庄二氏

◆決算特別委員会委員◆

委員長	福田 一夫
副委員長	海老原 一郎
委員	篠塚 昌毅
井坂 正典	
柳澤 明	
川原場 明朗	
古沢 喜幸	
矢口 迪夫	

市議会の権限

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。主な権限として、次のようなものがあります。

◎議決 条例の制定・改正・廃止・予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します。

◎選挙と同意 議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。また、副市長、収入役、教育委員、監査委員などの市の重要な職につく人を選任する際には、議会の同意が必要です。

◎調査 市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

◎請願・陳情の審査 請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします。

◎意見書 公益に関することについて市議会の意見を政府などに提出します。

◎決議 政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

寄附の禁止について



政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、政治家本人が出席する場合の結婚祝いや香典などの特定の場合を除き、法律で禁止されています。有権者が求めてもいけません。